

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

令和6年度（2024年度）介護報酬改定等説明資料

1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）

・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・・・ 1～14

2 介護報酬の算定構造（案）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・ 令和6年（2024年）4月改定・・・・・・・・・・ 15～17

・ 令和6年（2024年）6月改定・・・・・・・・・・ 18～20

3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・・・ 21～24

《はじめに》

- 資料は、令和6年（2024年）1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに関係するページを抜粋しています。なお、「1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）されています。
- 令和6年度（2024年度）介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP > 県政情報 > 健康・福祉・子育て
> 高齢者・障がい者・介護 > 高齢者支援課 > 介護報酬改定
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け
> 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉 > 介護報酬改定
※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

令和6年（2024年）3月

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

7. (2)認知症対応型共同生活介護①

改定事項

- 認知症対応型共同生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑮協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑯協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

214

7. (2)認知症対応型共同生活介護②

改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

215

認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数			
		< 現行 >	< 改定後 >
【入居の場合】 1 ユニットの場合	要支援 2	760単位	761単位
	要介護 1	764単位	765単位
	要介護 2	800単位	801単位
	要介護 3	823単位	824単位
	要介護 4	840単位	841単位
	要介護 5	858単位	859単位
	2 ユニット以上の場合		
	要支援 2	748単位	749単位
	要介護 1	752単位	753単位
	要介護 2	787単位	788単位
【短期利用の場合】 1 ユニットの場合	要支援 2	788単位	789単位
	要介護 1	792単位	793単位
	要介護 2	828単位	829単位
	要介護 3	853単位	854単位
	要介護 4	869単位	870単位
	要介護 5	886単位	887単位
	2 ユニット以上の場合		
	要支援 2	776単位	777単位
	要介護 1	780単位	781単位
	要介護 2	816単位	817単位
	要介護 3	840単位	841単位
	要介護 4	857単位	858単位
	要介護 5	873単位	874単位

181

1. (3) ⑭ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し

概要	【認知症対応型共同生活介護】
○ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算について、看護体制の整備や医療的ケアが必要な者の受入れについて適切に評価する観点から、体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う。【告示改正】	

単位数・算定要件等	
体制評価	医療連携体制加算(Ⅰ)
	単位数
	看護体制要件
	指針の整備要件
受入評価	医療連携体制加算(Ⅱ)
	単位数
	算定要件
	医療的ケアが必要な者の受入要件

1. (3) ⑰ 協力医療機関との連携体制の構築

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○	介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
ア	以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
①	入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
②	診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
③	入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
イ	1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
ウ	入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】
○	高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
ア	協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
①	利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
②	診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
イ	1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
ウ	利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

33

1. (3) ⑳ 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
○	また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】

単位数	
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	
＜現行＞ なし	＜改定後＞ 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) (新設) (2)それ以外の場合 5単位/月 (新設)
【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】	
＜現行＞ 医療機関連携加算 80単位/月	＜改定後＞ 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (変更) (2)それ以外の場合 40単位/月 (変更)
【認知症対応型共同生活介護】	
＜現行＞ なし	＜改定後＞ 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設) (2)それ以外の場合 40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)
① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

算定要件等
○ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 (新設)

1. (3) ② 入院時等の医療機関への情報提供

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】	
○ 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。 ○ また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】		
単位数		
【介護老人保健施設、介護医療院】		
< 現行 > 退所時情報提供加算 500単位/回	▶	< 改定後 > 退所時情報提供加算 <u>(Ⅰ)</u> 500単位/回 退所時情報提供加算 <u>(Ⅱ)</u> 250単位/回 （新設）
【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】		
< 現行 > なし	▶	< 改定後 > 退所時情報提供加算 250単位/回（介護老人福祉施設） （新設） 退居時情報提供加算 250単位/回（特定施設、認知症対応型共同生活介護） （新設）
算定要件等		
【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算 <u>(Ⅰ)</u> > 入所者が居宅へ退所した場合（変更）		
○ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 <u>心身の状況、生活歴等</u> を示す情報を提供した場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。		
【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算 <u>(Ⅱ)</u> > 入所者等が医療機関へ退所した場合（新設）		
【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 < 退所時情報提供加算、退居時情報提供加算 >		
○ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定する。		

35

1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】	
○ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。 ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。 イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。 ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。 ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。 ○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】		
単位数		
< 現行 > なし ▶ < 改定後 > 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 単位/月（新設）		
算定要件等		
< 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） >（新設） ○ 感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。 < 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） >（新設） ○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。		

1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。 ○ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】	

単位数	
<現行> なし	<改定後> 新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)

算定要件等	
○ 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。	

46

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。 ○ また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】	

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし <改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。	
算定要件等	
○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。	

48

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。	
単位数	
<現行> なし <改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。	
算定要件等	
○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設）

認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。

算定要件等

<認知症チームケア推進加算（Ⅰ）>（新設）

- （1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

<認知症チームケア推進加算（Ⅱ）>（新設）

- ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 概要
- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。

【通知改正】
 - LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。

【通知改正】
 - 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

- 算定要件等
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
 - その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - ＜入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し＞
 - 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

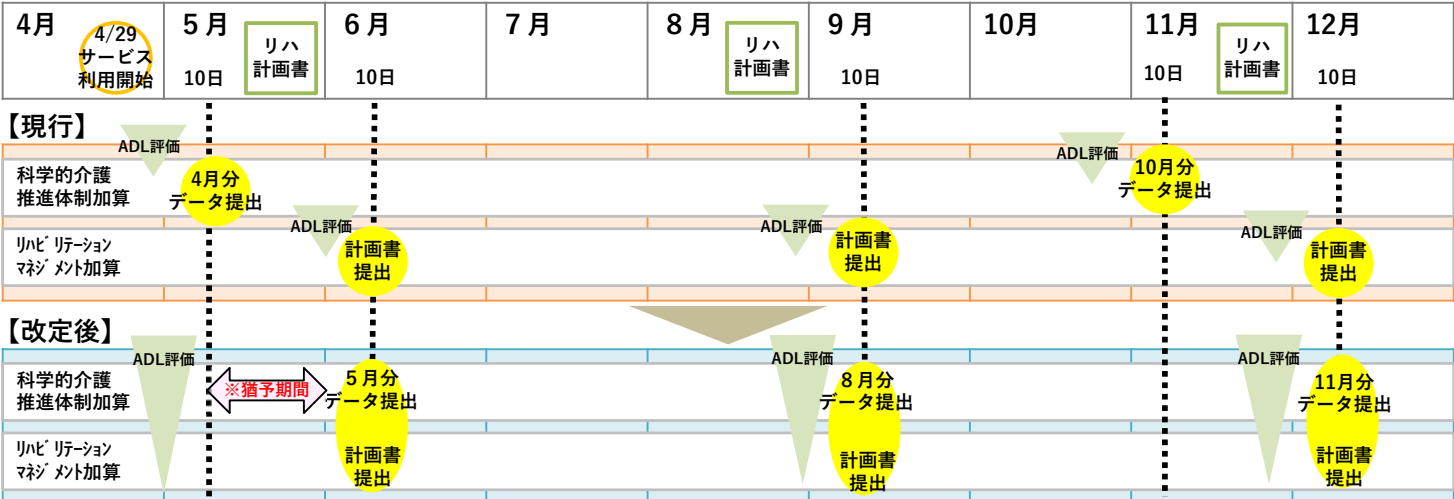
97

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

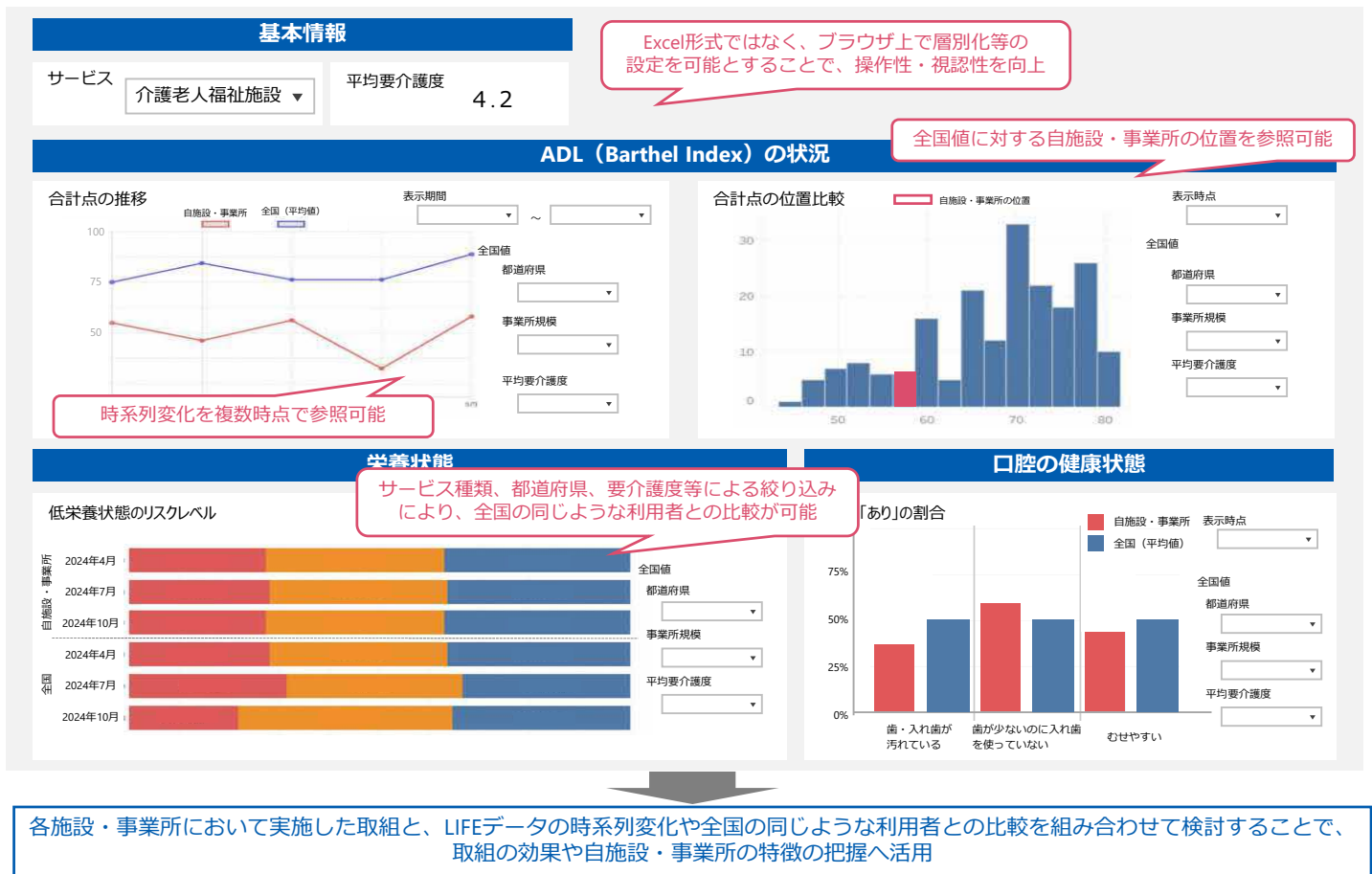
- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



(※) 一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

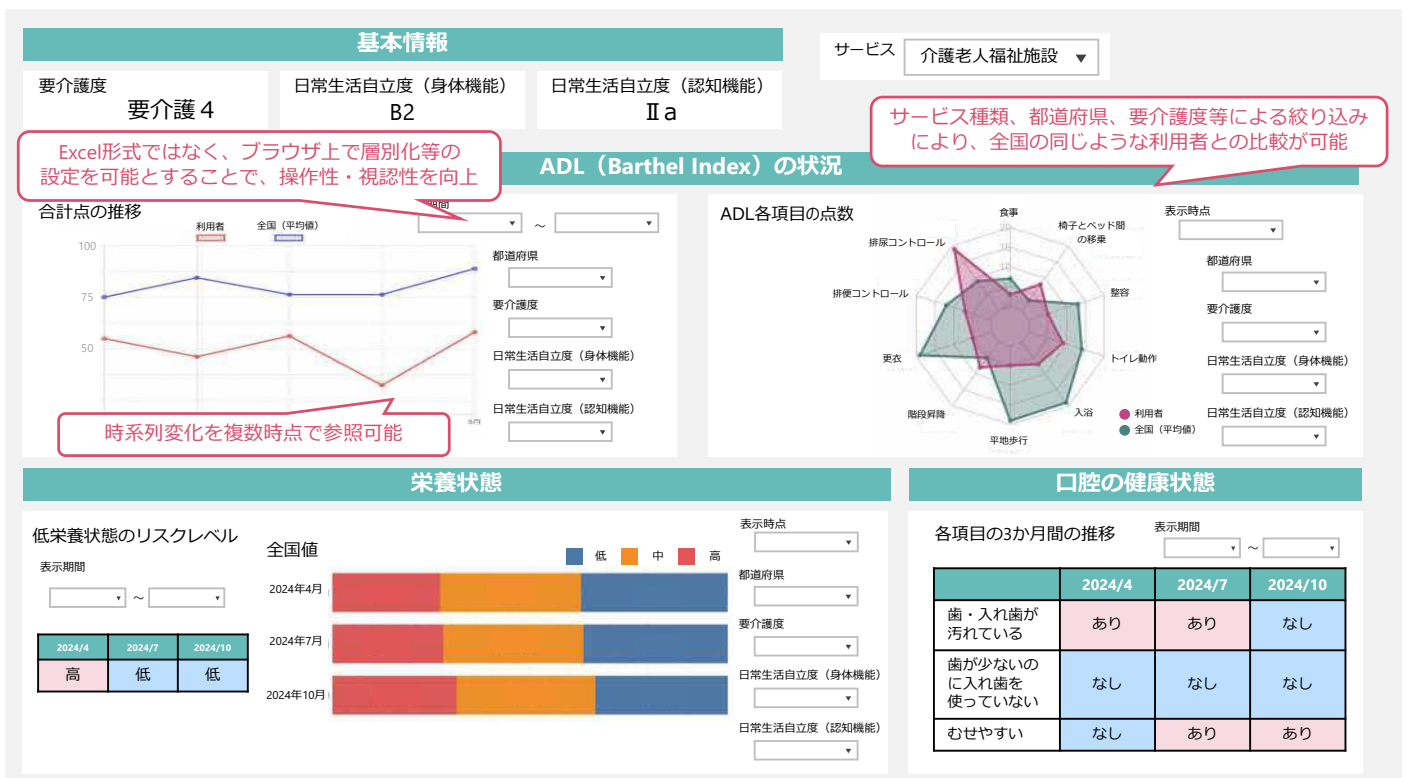
98

LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



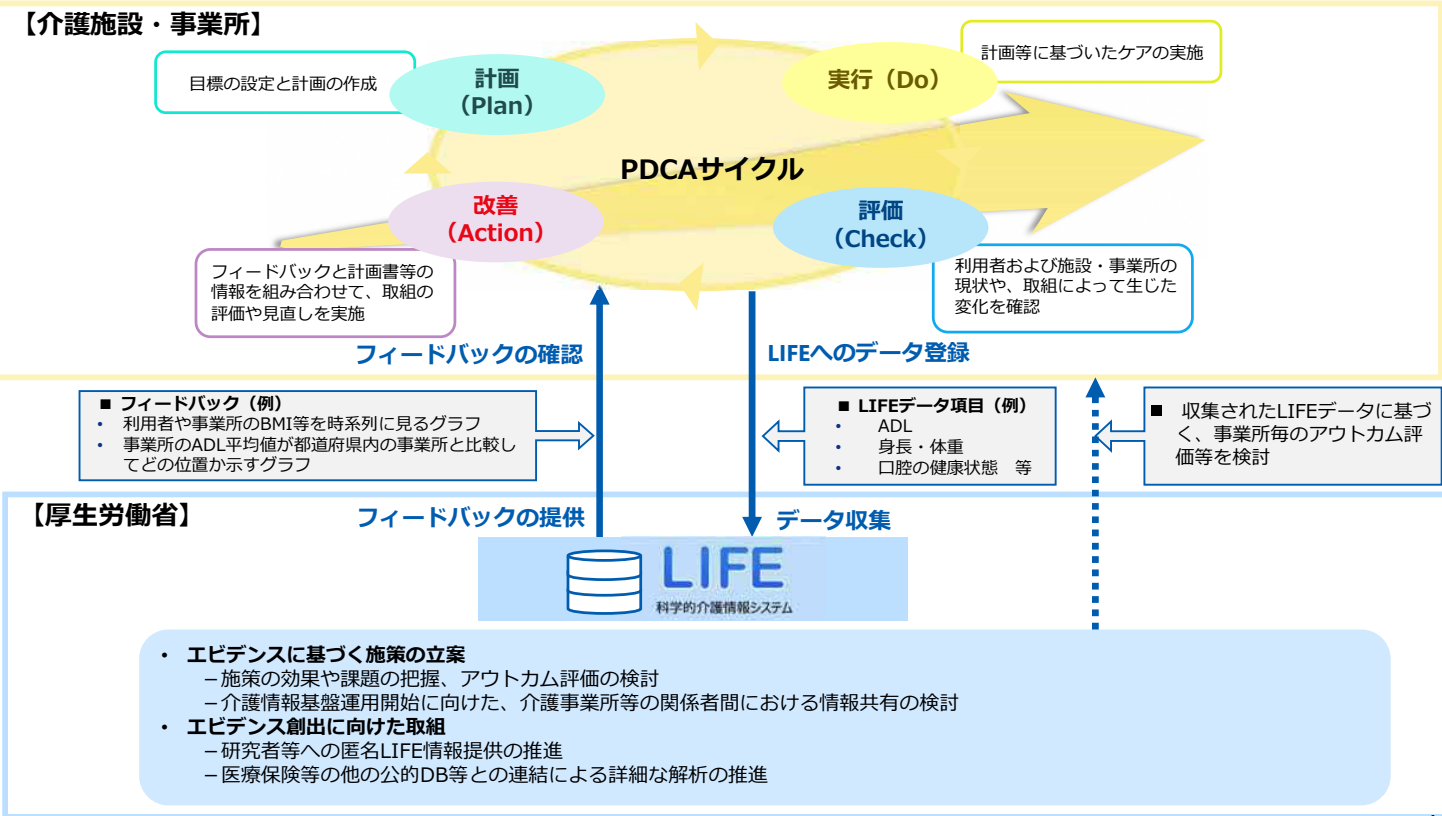
99

LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）



LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



101

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 (介護職員等 処遇改善加算)	I 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		II 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		III 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		IV 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

108

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)]

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

110

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位/月 (新設)
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月 (新設)

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
 - 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
 - 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
- 注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- （Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
 - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- （Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※2）見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

112

3. (2) ⑥ 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直しと同様に、認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算について、見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >

- 夜間支援体制加算（Ⅰ） 50単位/日（共同生活住居の数が1の場合）
- 夜間支援体制加算（Ⅱ） 25単位/日（共同生活住居の数が2以上の場合）

< 改定後 >

変更なし

算定要件等

- 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の人員配置要件について、現行の算定要件に加え、要件を満たし、夜勤を行う介護従業者が最低基準を0.9人以上上回っている場合にも算定を可能とすることとする。

	夜勤職員の最低基準（1ユニット1人）への加配人数	見守り機器の利用者に対する導入割合	その他の要件
現行要件	事業所ごとに常勤換算方法で1人以上の夜勤職員又は宿直職員を加配すること。		
新設要件	事業所ごとに常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配すること。	10%	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

- ※ 全ての開所日において夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。
- ※ 宿直職員は事業所内での宿直が必要。
- ※ 併設事業所と同時並行的に宿直勤務を行う場合には算定対象外（それぞれに宿直職員が必要）。

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

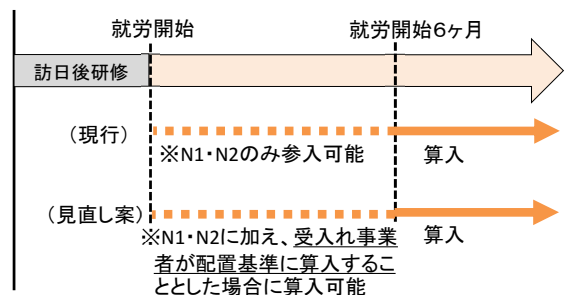
イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

[illegible]

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置実施減 算	虐待防止計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	261	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	249									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	289	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	277								1日につき +25単位			
注 入院時費用				利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
△ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1日につき 30単位を加算)										
△ 退居目標提供加算 (イを算定する場合のみ算定)				(250単位を加算)										
△ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)				(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
△ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
△ 生活機能向上連携加算				(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
△ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき +30単位を加算)										
△ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 30単位を加算)										
△ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)				(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
△ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 40単位を加算)										
△ 高齢者施設等受入対策向上加算				(1) 高齢者施設等受入対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等受入対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
△ 新規感染症等施設整備費				(1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)										
△ 生活性向上推進体制加算				(1) 生活性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
△ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
△ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)										
△ 介護職員等特定処遇改善 加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)										
△ 介護職員等ベースアップ等 支援加算				(1月につき +所定単位×23/1000)										
※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。														
※ 若年性認知症受入施設加算については、イを算定する場合、令和7年4月1日から適用する。														
※ 介護職員処遇改善加算については、令和6年5月1日から令和7年3月31日までの期間適用しない。														
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。														

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)から減算する。

※ 虐待防止計画未策定減算については、認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)から減算する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要介護1（ 765 単位） 要介護2（ 801 単位） 要介護3（ 824 単位） 要介護4（ 841 単位） 要介護5（ 859 単位） 要介護1（ 753 単位） 要介護2（ 789 単位） 要介護3（ 812 単位） 要介護4（ 828 単位） 要介護5（ 845 単位） 要介護1（ 763 単位） 要介護2（ 829 単位） 要介護3（ 854 単位） 要介護4（ 870 単位） 要介護5（ 887 単位） 要介護1（ 781 単位） 要介護2（ 817 単位） 要介護3（ 841 単位） 要介護4（ 859 単位） 要介護5（ 874 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	身体向き減算 止未定減算	高齢者虐待防止措置未定減算	業務継続計画未定減算	3ユニットで定員を行う職員を2人以上とする場合	市間支援体制加算（Ⅰ） 1日につき +50単位	夜間支援体制加算（Ⅱ） 1日につき +25単位	認知症行動・心理状態緊急対応加算 1日につき +200単位 （7日間を限度）	認知症対応型利用者受入加算 1日につき +120単位
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）					身体向き減算 止未定減算	高齢者虐待防止措置未定減算	業務継続計画未定減算	3ユニットで定員を行う職員を2人以上とする場合	市間支援体制加算（Ⅰ） 1日につき +50単位	夜間支援体制加算（Ⅱ） 1日につき +25単位	認知症行動・心理状態緊急対応加算 1日につき +200単位 （7日間を限度）	認知症対応型利用者受入加算 1日につき +120単位
注 入所時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 （イを算定する場合のみ算定）			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算） (2) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算） (3) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算） (4) 死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）										
ハ 初期加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1日につき 30単位を加算）										
ニ 協力医療機関連携加算 （イを算定する場合のみ算定）			(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 100単位を加算） (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 40単位を加算）										
ホ 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算（イ） （1日につき 57単位を加算） (2) 医療連携体制加算Ⅰ（ロ） （1日につき 47単位を加算） (3) 医療連携体制加算Ⅰ（ハ） （1日につき 37単位を加算） (4) 医療連携体制加算（ニ） （1日につき 5単位を加算）										
ヘ 選定特種療養加算 （イを算定する場合のみ算定）			(250単位を加算)										
ト 退居時相談援助加算 （イを算定する場合のみ算定）			(400単位を加算（利用者1人につき1回を限度））										
チ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）			(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）										
リ 認知症チームケア推進加算 （イを算定する場合のみ算定）			(1) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算） (2) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）										
ヌ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位を加算）										
ル 栄養管理体制加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき +30単位を加算）										
ヲ 口腔衛生管理体制加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 30単位を加算）										
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）			（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））										
カ 科学的介護推進体制加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 40単位を加算）										
コ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算） (2) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）										
ク 新興感染症等施設療養費			（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）										
セ 生産性向上推進体制加算			(1)生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算） (2)生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）										
ソ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）										
2. 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +155/100単位） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +155/100単位） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +155/100単位） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき +155/100単位） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき +155/100単位） (6) 介護職員処遇改善加算（Ⅵ） （1月につき +155/100単位） (7) 介護職員処遇改善加算（Ⅶ） （1月につき +155/100単位） (8) 介護職員処遇改善加算（Ⅷ） （1月につき +155/100単位） (9) 介護職員処遇改善加算（Ⅸ） （1月につき +155/100単位） (10) 介護職員処遇改善加算（Ⅹ） （1月につき +155/100単位） (11) 介護職員処遇改善加算（Ⅺ） （1月につき +155/100単位） (12) 介護職員処遇改善加算（Ⅻ） （1月につき +155/100単位） (13) 介護職員処遇改善加算（Ⅼ） （1月につき +155/100単位） (14) 介護職員処遇改善加算（Ⅽ） （1月につき +155/100単位） (15) 介護職員処遇改善加算（Ⅾ） （1月につき +155/100単位） (16) 介護職員処遇改善加算（Ⅿ） （1月につき +155/100単位） (17) 介護職員処遇改善加算（ⅰ） （1月につき +155/100単位） (18) 介護職員処遇改善加算（ⅱ） （1月につき +155/100単位） (19) 介護職員処遇改善加算（ⅲ） （1月につき +155/100単位） (20) 介護職員処遇改善加算（ⅳ） （1月につき +155/100単位） (21) 介護職員処遇改善加算（ⅴ） （1月につき +155/100単位） (22) 介護職員処遇改善加算（ⅵ） （1月につき +155/100単位） (23) 介護職員処遇改善加算（ⅶ） （1月につき +155/100単位） (24) 介護職員処遇改善加算（ⅷ） （1月につき +155/100単位） (25) 介護職員処遇改善加算（ⅸ） （1月につき +155/100単位） (26) 介護職員処遇改善加算（ⅹ） （1月につき +155/100単位） (27) 介護職員処遇改善加算（ⅺ） （1月につき +155/100単位） (28) 介護職員処遇改善加算（ⅽ） （1月につき +155/100単位） (29) 介護職員処遇改善加算（ⅾ） （1月につき +155/100単位） (30) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (31) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (32) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (33) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (34) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (35) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (36) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (37) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (38) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (39) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (40) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (41) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/100単位） (42) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） （1月につき +155/10										

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従事者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100				1日につき+50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)									1日につき+25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)											-1/100
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)				-1/100		1日につき-50単位	1日につき+25単位				

注 入院時費用 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

ヘ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ト 認知症チームケア推進加算 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)

チ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)

リ 実需管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位を加算)

ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

ワ 高齢者施設等感染対策向上加算 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

カ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

ヨ 生産性向上推進体制加算 (1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

タ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

セ 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×186/1000)

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×178/1000)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×155/1000)

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×125/1000)

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×120/1000)

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位×132/1000)

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位×112/1000)

(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×89/1000)

(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +所定単位×89/1000)

(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定単位×102/1000)

(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +所定単位×102/1000)

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +所定単位×89/1000)

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき +所定単位×89/1000)

(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(21) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(22) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(23) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(24) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(25) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(26) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(27) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(28) 介護職員等処遇改善加算(ⅻ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(29) 介護職員等処遇改善加算(ⅼ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(30) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(31) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(32) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(33) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(34) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(35) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(36) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(37) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(38) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(39) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(40) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(41) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(42) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(43) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(44) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(45) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(46) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

(47) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき +所定単位×66/1000)

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 所定単位数は、イからオまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算Ⅴについては、令和7年3月31日まで算定可能。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

：令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。
一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。
なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等								LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	☐ 1 1級地	☐ 6 2級地	☐ 7 3級地	☐ 2 4級地					
					☐ 3 5級地	☐ 4 6級地	☐ 9 7級地	☐ 5 その他					
☐ 32	認知症対応型 共同生活介護	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型	☐ 6 減算型						☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 介護従業者							
				身体拘束廃止取組の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型							
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 減算型							
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型							
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				夜間支援体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				利用者の入院期間中の体制	☐ 1 対応不可	☐ 2 対応可							
				看取り介護加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				医療連携体制加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰイ	☐ 3 加算Ⅱイ	☐ 4 加算Ⅲイハ					
				医療連携体制加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				認知症チームケア推進加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ	☐ 7 加算Ⅲ					
☐ 38	認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型		介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ	☐ 2 加算Ⅲ					
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型	☐ 6 減算型					☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
				職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 介護従業者							
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型							
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型							
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				夜間支援体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				医療連携体制加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰイ	☐ 3 加算Ⅱイ	☐ 4 加算Ⅲイハ					
				医療連携体制加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ	☐ 7 加算Ⅲ					
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ	☐ 2 加算Ⅲ					
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ						
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							

☐ 37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型 ☐ 6 減算型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし ☐ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				夜間支援体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				利用者の入院期間中の体制	☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可		
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
☐ 39	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型 ☐ 6 減算型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし ☐ 2 介護従業者		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				夜間支援体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

：令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

○ 38	認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型	夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型	☐ 6 減算型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 介護従業者		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型		
			3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			夜間支援体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			医療連携体制加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰイ ☐ 3 加算Ⅰロ ☐ 4 加算Ⅰハ		
			医療連携体制加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ		
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 4 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 6 加算Ⅲ ☐ 7 加算Ⅳ	☐ 8 加算Ⅴ ☐ 9 加算Ⅵ ☐ A 加算Ⅶ ☐ B 加算Ⅷ(1) ☐ C 加算Ⅷ(2) ☐ D 加算Ⅷ(3) ☐ E 加算Ⅷ(4) ☐ F 加算Ⅷ(5) ☐ G 加算Ⅷ(6) ☐ H 加算Ⅷ(7) ☐ J 加算Ⅷ(8) ☐ K 加算Ⅷ(9) ☐ L 加算Ⅷ(10) ☐ M 加算Ⅷ(11) ☐ N 加算Ⅷ(12) ☐ P 加算Ⅷ(13) ☐ R 加算Ⅷ(14)		
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
○ 37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	☐ 1 I型 ☐ 2 II型 ☐ 3 サテライト型I型 ☐ 4 サテライト型II型	夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型	☐ 6 減算型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 介護従業者		
			身体拘束廃止取組の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型		
			3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			夜間支援体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			利用者の入院期間中の体制	☐ 1 対応不可	☐ 2 対応可		
			認知症専門ケア加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			認知症チームケア推進加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり		
			生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ		
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 4 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 6 加算Ⅲ ☐ 7 加算Ⅳ	☐ 8 加算Ⅴ ☐ 9 加算Ⅵ ☐ A 加算Ⅶ ☐ B 加算Ⅷ(1) ☐ C 加算Ⅷ(2) ☐ D 加算Ⅷ(3) ☐ E 加算Ⅷ(4) ☐ F 加算Ⅷ(5) ☐ G 加算Ⅷ(6) ☐ H 加算Ⅷ(7) ☐ J 加算Ⅷ(8) ☐ K 加算Ⅷ(9) ☐ L 加算Ⅷ(10) ☐ M 加算Ⅷ(11) ☐ N 加算Ⅷ(12) ☐ P 加算Ⅷ(13) ☐ R 加算Ⅷ(14)		
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			

□ 39	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	□ 1 I型 □ 2 II型 □ 3 サテライト型I型 □ 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従事者		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅳ		
					□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1)		
					□ C 加算Ⅴ(2) □ D 加算Ⅴ(3) □ E 加算Ⅴ(4) □ F 加算Ⅴ(5)		
					□ G 加算Ⅴ(6) □ H 加算Ⅴ(7) □ J 加算Ⅴ(8) □ K 加算Ⅴ(9)		
					□ L 加算Ⅴ(10) □ M 加算Ⅴ(11) □ N 加算Ⅴ(12) □ P 加算Ⅴ(13)		
					□ R 加算Ⅴ(14)		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		